

あまがさき 市議会だより

Vol.145

令和5年(2023年)9月1日

発行:尼崎市議会
編集:尼崎市議会だより編集委員会
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
☎06-6489-6112(議事課) ☎06-6489-6105
✉ama-gikaidayori@city.amagasaki.hyogo.jp

市議会の情報はホームページで
ご覧いただけます。

尼崎市議会 検索 



福島新議長のもとで行われた
真田副議長の就任あいさつ

第15回臨時会

市議会の新しい体制が決まる

議長に福島さとりに議員を選出
副議長に真田泰秀に議員

第15回臨時会は、7月11日及び12日の2日間の日程で開催しました。正副議長の選挙や常任委員会の委員の選任などを行い、新しい議会の体制が決まりました。



議場コンサートを開催します

9月8日(金)、本会議一般質問終了後の午後5時ごろ(本会議の状況により、開催時間が前後することがあります)から、市立尼崎双星高等学校吹奏楽部による演奏を実施します(先着順)。問い合わせは議会事務局総務課(☎06-6489-6103)まで。

目次

■ 正副議長就任あいさつ	2
■ 常任委員会等委員の紹介	2~5
■ 市議会の組織	5
■ 会派所属議員一覧	6
■ 政務活動費の制度検証等特別委員会	6
■ 議会選出の役員	6
■ 請願・陳情の提出	7・8
■ 次回定例会の予定	8
■ 議会の動き	8
■ 編集後記	8

就任あいさつ



議長
福島さとり



副議長
真田 泰秀

市民の皆様には、平素より、市政並びに市議会に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちは、七月の市議会臨時会におきまして、議長、副議長に就任いたしました。その責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

今後とも議会の果たすべき役割を十分に認識し公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本市の発展と市民福祉の推進に全力で取り組んでまいれる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、外出

自粛の要請や入院勧告などの厳しい措置をとることができる2

類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行したこ

とに伴い、社会経済活動が正常化しつつあり、一部に賃金の引き上げも見られます。しかしな

がら、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念な

ど、本市の市民生活や地域経済に、まだまだ厳しさが見受けられます。こうした中で、私たち

市議会も、従来の慣例にとらわれることなく、創意工夫と努力を積み重ねるとともに、行政当局との真摯な議論により、効果

的な政策を推進し、諸課題の解決に全力を尽くしてまいります。

また、公平、公正及び透明で市民に開かれた議会の実現のため、より一層議会の機能強化、議会運営の活性化などに取り組んでまいります。

市民の皆様には、今後とも市議会の活動や市政について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

市民の皆様には、今後とも市議会の活動や市政について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

市民の皆様には、今後とも市議会の活動や市政について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

議会運営委員会・常任委員会

新委員を紹介

本市議会では、地方自治法に基づく常設の委員会として、議会運営委員会と5つの常任委員会を設置しています。議会運営委員会は、主に議会を円滑に運営するため、議事運営やその他必要な事項を協議、審査するもので、現在、4人以上の所属議員を有する会派から選出された委員で構成されています。また、5つの常任委員会は、それぞれが所管する事項に関連する議案、陳情等を専門的立場から詳細かつ能率的に審査するもので、議員は、いずれか1つの常任委員会に所属することとなっています。

*写真の下側の説明は次のとおりです。(8月16日現在)▷氏名(ふりがな)▷年齢▷当選回数(丸囲み数字)▷会派名
*会派名は、略称等で記載しています。
▷公明=公明党▷維新=日本維新の会▷蒼風=蒼風会▷市グ=市民グリーンクラブ▷青雲=青雲の会▷共産=日本共産党議員団
▷みどり=みどりの未来▷無所属=無所属

議会運営委員会

8人/定数8人

議会を円滑に運営するため、議事運営やその他必要な事項を協議し、議案、陳情等を審査します。



委員長
まえさこ なおみ
前迫 直美
65歳⑥(公明)



副委員長
べつぷ けんいち
別府 建一
56歳②(維新)



副委員長
はやし ひさひろ
林 久博
59歳②(蒼風)



委員
ふじの かつとし
藤野 勝利
60歳②(公明)



委員
なか お けんいち
中尾 健一
58歳②(公明)



委員
わたせ かつと
綿瀬 和人
46歳③(市グ)



委員
きしだ みつひろ
岸田 光広
56歳③(青雲)



委員
かわさき としみ
川崎 敏美
69歳③(共産)



総務委員会

9人/定数9人

まちづくりの基本計画、財政、文化、広報、協働のまちづくり、人権啓発などについて調査を行い、議案、陳情等を審査します。

所管する部局は、秘書室、総合政策局、資産統括局、総務局、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会です。



委員長
まなべ しゅうじ
真鍋 修司
59歳⑦(公明)



副委員長
ながさき くみ
長崎 くみ
57歳①(維新)



副委員長
まつざわ ちづる
松澤 千鶴
69歳③(共産)



委員
ふくしま さとみ
福島さとみ
58歳⑤(公明)



委員
なかむら あつこ
中村 敦子
53歳①(公明)



委員
まるおか てつや
丸岡 鉄也
63歳⑤(蒼風)



委員
すだ かつひと
須田 和
66歳④(市グ)



委員
きしだ みつひろ
岸田 光広
56歳③(青雲)



委員
さこだ けいいち
迫田 敬一
52歳①(みどり)



文教委員会

8人/定数8人

幼稚園、学校、図書館などについて調査を行い、議案、陳情等を審査します。

所管する部局は、教育委員会です。



委員長
はやし ひさひろ
林 久博
59歳②(蒼風)



副委員長
たなか としゆき
田中 俊幸
48歳①(公明)



副委員長
たかたに ひろし
高谷 浩司
60歳①(維新)



委員
さなだ やすひで
眞田 泰秀
58歳④(公明)



委員
わたせ かずと
綿瀬 和人
46歳③(市グ)



委員
まさき いちこ
真崎 一子
65歳④(共産)



委員
にしだ けんじ
西田 兼治
39歳①(無所属)



委員
いけだ りな
池田 りな
35歳①(無所属)



健康福祉委員会

9人/定数9人

福祉、保健・衛生、保健所、保育所、青少年育成などについて調査を行い、議案、陳情等を審査します。
所管する部局は、福祉局、保健局、こども青少年局です。



委員長
つづきのりあき
都築 徳昭
70歳⑤(市グ)



副委員長
きたむらやすこ
北村 保子
82歳⑦(蒼風)



副委員長
にしふじあきこ
西藤 彰子
55歳②(青雲)



委員
ひらきやすお
開 康生
65歳⑤(公明)



委員
えびすひでいち
蛭子 秀一
61歳②(公明)



委員
やすなみじゅんいち
安浪 順一
68歳③(維新)



委員
べっふけんいち
別府 建一
56歳②(維新)



委員
やまもとなほひろ
山本 直弘
53歳①(共産)



委員
たなかじゅんじ
田中 淳司
49歳③(みどり)



経済環境企業委員会

8人/定数8人

産業振興、ごみ、環境、下水道、水道、競艇などについて調査を行い、議案、陳情等を審査します。
所管する部局は、経済環境局、公営企業局、農業委員会です。



委員長
さのつよし
佐野 剛志
51歳②(青雲)



副委員長
つだかずお
津田加寿男
69歳④(蒼風)



副委員長
みゆうけんこういちろう
明見孝一郎
52歳④(市グ)



委員
どきりょうじ
土岐 良二
54歳④(公明)



委員
とうらさよこ
東浦小夜子
61歳②(公明)



委員
なかおけんいち
中尾 健一
58歳②(公明)



委員
てらいだいいち
寺井 大地
31歳①(維新)



委員
みつもとけいすけ
光本 圭佑
44歳③(無所属)



建設消防防災委員会

8人／定数8人

防災、公園、道路、住宅、都市計画、消防などについて調査を行い、議案、陳情等を審査します。
所管する部局は、危機管理安全局、都市整備局、消防局です。



委員長

まつおか ようじ
松岡 洋司
53歳①(維新)



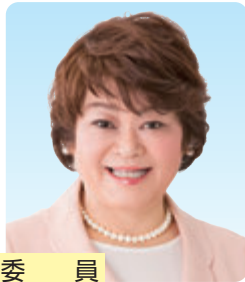
副委員長

みやぎ あや
宮城 亜輻
59歳⑥(市グ)



副委員長

かわさき としみ
川崎 敏美
69歳③(共産)



委員

まえざこ なおみ
前迫 直美
65歳⑥(公明)



委員

ふじの かつとし
藤野 勝利
60歳②(公明)



委員

つじ のぶゆき
辻 信行
53歳②(維新)



委員

わしだ まお
鷺田 真緒
32歳①(蒼風)

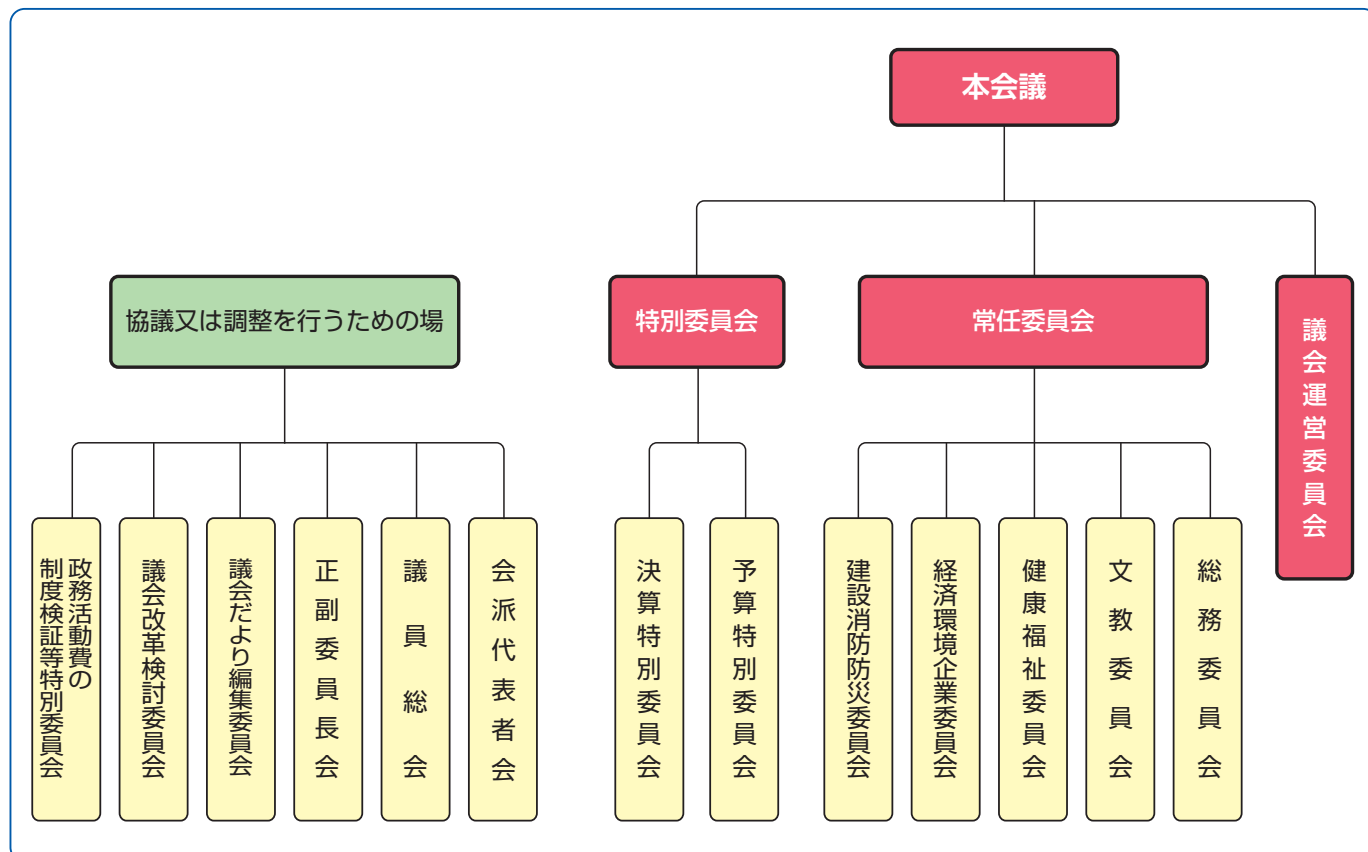


委員

はた せいぶん
波多 正文
75歳⑨(青雲)



市議会の組織



会派所属議員一覧

公明党 ☎06-6489-6055	12人	<input checked="" type="checkbox"/> 真鍋 修司 <input type="checkbox"/> 開 康生 <input checked="" type="checkbox"/> 前迫 直美 <input type="checkbox"/> 藤野 勝利 <input checked="" type="checkbox"/> 中尾 健一 <input type="checkbox"/> 中村 敦子 福島さと子 眞田 泰秀 土岐 良二 蛭子 秀一 東浦小夜子 田中 俊幸
日本維新の会 ☎06-6489-6399	7人	<input checked="" type="checkbox"/> 安浪 順一 <input checked="" type="checkbox"/> 別府 建一 <input type="checkbox"/> 辻 信行 <input checked="" type="checkbox"/> 松岡 洋司 長崎 くみ 寺井 大地 高谷 浩司
蒼風会 ☎06-6489-6050	5人	<input checked="" type="checkbox"/> 林 久博 <input type="checkbox"/> 津田加寿男 <input checked="" type="checkbox"/> 丸岡 鉄也 北村 保子 鷲田 真緒
市民グリーンクラブ ☎06-6489-6075	5人	<input checked="" type="checkbox"/> 綿瀬 和人 <input type="checkbox"/> 宮城 亜輻 <input checked="" type="checkbox"/> 明見孝一郎 都築 徳昭 須田 和
青雲の会 ☎06-6489-6556	4人	<input checked="" type="checkbox"/> 岸田 光広 <input type="checkbox"/> 波多 正文 <input checked="" type="checkbox"/> 西藤 彰子 佐野 剛志
日本共産党議員団 ☎06-6489-6070	4人	<input checked="" type="checkbox"/> 松澤 千鶴 <input checked="" type="checkbox"/> 川崎 敏美 <input type="checkbox"/> 山本 直弘 <input checked="" type="checkbox"/> 真崎 一子
みどりの未来 ☎06-6489-6010	2人	<input checked="" type="checkbox"/> 迫田 敬一 <input type="checkbox"/> 田中 淳司
無所属議員 ☎06-6489-6087	1人	光本 圭佑
無所属議員 ☎06-6489-6929	1人	西田 兼治
無所属議員 ☎06-6489-6929	1人	池田 りな
備考：◎幹事長 ○副幹事長 ▲政調会長(公明党・蒼風会・市民グリーンクラブ・青雲の会)／政務調査会長(日本維新の会)／政策委員長(日本共産党議員団) △副政調会長 <input checked="" type="checkbox"/> 団長 <input type="checkbox"/> 副団長 ※無所属議員は会派に所属していない議員です。		(8月16日現在)

政務活動費の制度検証等特別委員会

政務活動費の制度検証等特別委員会 (8人)	<input checked="" type="checkbox"/> 前迫 直美 <input type="checkbox"/> 別府 建一 <input type="checkbox"/> 都築 徳昭 蛭子 秀一 中尾 健一 林 久博 佐野 剛志 川崎 敏美 (◎委員長、○副委員長)
政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関する事項について協議します。	

議会選出の役員

役職名	議員氏名
◆監査委員 (2人) 市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理などを監査します。	須田 和 川崎 敏美
◆阪神水道企業団議会議員 (3人) 上水道事務の一部を共同処理するため、本市他4市で組織する一部事務組合の議会議員です。	辻 信行 丸岡 鉄也 佐野 剛志
◆兵庫県競馬組合議会議員 (2人) 地方競馬の実施等を共同処理するため、兵庫県と本市他1市で組織する一部事務組合の議会議員です。	前迫 直美 長崎 くみ

Q 請願・陳情の提出について A

市政についての要望や希望を市議会に申し出る制度として、請願・陳情があります。市議会議員の紹介があるものを請願、紹介のないものを陳情としています。本市議会では、一部を除き、同じ取り扱いをしています。ここでは、請願・陳情の提出について、Q&A形式でまとめてみました。

Q1 請願・陳情を提出できるのは？

A 日本国籍の有無、また、市内に住所を有しているか否かに関係なく、さらに個人、法人の別なく提出することができます。（ただし、陳情については、別の取り扱いがありますのでQ5をご覧ください）

Q3 採択となった請願・陳情の取り扱い？

A 市行政で対応すべき事柄については、市長等しかるべきところにその内容を通知し、別途、その処理経過及び結果の報告を受けることとなります。

Q2 提出後の取り扱い？

A 提出された請願・陳情は、通常、担当の委員会で審査を行い、結論が出たものは最終的に本会議で、採択か不採択を決定します。また、結論を得られない場合もありますが、いずれもその結果は、請願者や陳情者（複数の場合は代表者）に通知します。

Q5 提出された請願・陳情は全て議会で審査するのか？

継続して審査しないことになっています。

A 陳情については、議会の審査は行わずに、議長限りで処理する場合があります。それは次のような事項で、市の事務に属さないもの、既に願意が達成されているか、実現の見通しが明らかかなもの、明らかに実現性がないもの、陳情（代表）者が市外在住者であるもの、郵送により提出されたもの（持参できない事情のあるものを除く）、その他議会が関与することが適当ないと認められるものが該当します。

Q4 継続審査となった場合の取り扱い？

A 担当の委員会において、本会議閉会後も引き続き審査を行います。なお、本市議会では、審査期間が、請願では1年、陳情では3カ月を超えるものについては、それ以上

Q6 請願書・陳情書の提出方法は？

A ①請願（陳情）書は、その趣旨、提出年月日、提出者の住所を楷書で記載し、提出者がこれに署名又は記名押印のうえ議長あてに提出してください。また、請願書の場合

押印も必要です。

②請願（陳情）者が2人以上の場合は、代表者を定めてください。なお、その場合は、請願・陳情の書き方の例のように、代表者以外の方の氏名等の記載欄を設けてください。1枚の請願（陳情）書に収まらないときは、同じ様式を使って、提出してください。件名や願意等の記載のない署名だけの用紙は請願（陳情）書として取り扱えません。また、代表者以外の方も、住所を記載し、必ず署名又は記名押印してください。

③請願（陳情）の趣旨は、簡明に記載してください。
④道路や公園など、特定の場所に関するものの場合には、できるだけその位置が分かる略図を添付してください。
⑤請願（陳情）の内容に賛同される方から集めた署名簿を提出することができます。なお、署名簿は、請願（陳情）書とは用紙を別にして提出してください。

⑥署名簿を提出される場合は、提出した請願（陳情）書と同じ文面が記載された用紙を使うなど、請願や陳情の趣旨に賛同していることがよく分かるようにしてください。件名や願意等の記載のない署名だけの用紙は署名簿として取り扱えません。なお、署名簿には氏名・住所の記載が必要ですが、押印は不要です。また、提出の際に、署名人数をお教えください。

Q7 署名の追加はできるのか？

A 追加分の署名については、委員会の審査日の前日（休日）に当たる場合はその前日）までに提出されますと、追加人数を委員会において報告します。

Q8 口頭陳述制度とは？

A 口頭陳述制度とは、委員会での審査に際して、提出者から、請願・陳情の願意やその趣旨を説明したいという希望があれば、委員会の場で、

※8ページへ続く

請願・陳情の署名簿の書き方（例）

署名簿 【総合計 人】

_____ についての請願（陳情）

年 月 日

尼崎市議会議長
〇〇〇〇 様

請願（陳情）の趣旨・理由

請願（陳情）事項

1 〇〇〇〇すること。

2 〇〇〇〇すること。

以上

(署名欄)

氏名	住所

請願・陳情の書き方（例）

_____ についての請願（陳情）

年 月 日

尼崎市議会議長
〇〇〇〇 様

請願（陳情）代表者
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

(紹介議員
氏名 _____)

請願（陳情）の趣旨・理由

請願（陳情）事項

1 〇〇〇〇すること。

2 〇〇〇〇すること。

以上

※ 請願（陳情）者が複数の場合

氏名	住所

※7ページからの続き

その説明ができるという制度です。原則として、提出した請願・陳情を最初に委員会へ審査する日に行うことができ、

時間は5分程度です。陳述を希望される場合は、委員会審査日の前日（休日に当たると場合はその前日）の正午までに、所定の用紙で申し込んでください。

9月定例会の予定

- ▶ 本会議（9月5日～11日、21日、10月11日）
 - ▶ 常任委員会（9月13～15日）
 - ▶ 決算特別委員会（9月5日、22・25・26日）
＜分科会＞、10月3・4日＜総括質疑＞、6日）
- 詳しくは、議事課までお問合せください。

市議会の審議の様子は、市議会ホームページでご覧になれます。



【A】請願（陳情）書の訂正は、本会議に付議される前なら、議長承認を得て行うことができます。また、取り下げについては、本会議に付議される前は議長の承認により、本会議に付議された後は本会議の許可を得ることができません。いずれも請願の場合は、紹介議員を通じて行ってください。

Q9 請願・陳情の訂正などができるのか？

日本維新の会所属議員の所属会派の異動について

池田りな議員が、令和5年8月16日付で日本維新の会を退会しました。

※お詫びと訂正

令和5年8月1日発行のあまがさき市議会だより144号で次のとおり誤りがありましたので、訂正しお詫びします。

第5面の「一般質問」の公明党の土岐良二議員の問に対する答弁者は、「教育次長」ではなく、正しくは「こども青少年局長」です。

- 【7月】
- 4日▽議会運営委員会
 - ▽会派代表者会
 - 11日▽本会議
 - ▽議会運営委員会
 - ▽会派代表者会
 - 12日▽本会議
 - ▽議会運営委員会
 - 19日▽正副委員長会
 - 21日▽政務活動費の制度検証等特別委員会
 - 24日▽健康福祉委員会
 - ▽経済環境企業委員会
 - 25日▽文教委員会
 - ▽建設消防防災委員会
 - 26日▽総務委員会
 - 31日▽議会改革検討委員会

議会の動き

7月1日から7月31日まで

編集後記

第15回臨時会におきまして、正副議長をはじめ、議会の体制が新しくなりました。これまで以上に、「市民に寄り添う市議会」になるように議員一同努めてまいります。さて新型コロナウイルス感染症の位置付けが、「5類感染症」に移行されたことにより今年の夏は、これまで自粛されていた「夏祭り」や「盆踊り」などの地域での活動が4年ぶりに開催されるなど、徐々にコロナ禍前の状態に戻りつつあります。市議会としても地域活動の再開に向けて後押ししていきたいと思っております。

(Y・M)

尼崎市議会だより編集委員会

委員長 田中 俊幸

副委員長 松岡 洋司

委員 須田 真緒

佐野 剛和

真崎 一子

田中 淳司

